

NPO法人 北海道医療連携ネットワーク協議会 入会のご案内



<この会の目的>

本協議会は、道民が脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、がん、精神疾患などの発症から在宅療養までの切れ目のない医療や介護を受けることができ、また、再発を防ぎ、在宅生活を安心して継続できるよう、医療機関等における診療情報や診療計画の共有などを通じたネットワーク化を図り、地域における医療連携及び保健や介護との連携を推進することで、より良いサービスが享受できる社会環境の基盤づくりに寄与することを目的としています。

平成19年度に「北海道医療計画」が策定され、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の4疾患について、地域連携クリティカルパスを活用した医療連携体制の構築を目指すことが示されました。

北海道の地理的実情を考慮した地域連携クリティカルパスを開発するため、平成22年10月に任意団体として北海道地域連携クリティカルパス運営協議会を立ち上げ、活動しておりましたが、今後は地域の医療連携に関する継続的・安定的な活動のほか、医療と介護の連携を視野に入れて、包括的な支援が住み慣れた地域で実践されることを目指し、平成29年6月2日にNPO法人北海道医療連携ネットワーク協議会を設立いたしました。

・会員種別

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体（以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という。）
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

・正会員の入会条件

- (1) 医療機関において医療業務に従事する者
- (2) 保健、介護、福祉業務に従事する者
- (3) その他医療情報及び健康情報を業として扱う者

・入会金及び会費

入会金及び会費は不要です。

・入会の手続き

この会の趣旨をご理解の上、入会申込書に必要事項を記載いただき、事務局までメール、FAX、郵送にて送信してください。

後日、正式に入会決定の通知をさせていただきます。

事務局

北海道札幌市北区北15条西7丁目

(北海道大学大学院医学研究科神経病態学脳神経外科学教室内)

特定非営利活動法人 北海道医療連携ネットワーク協議会 理事長 寶金 清博

メール : hosnet@pop.med.hokudai.ac.jp

FAX : 050-3737-7066

NPO法人 北海道医療連携ネットワーク協議会 入会申込書

私は、NPO法人北海道医療連携ネットワーク協議会の活動趣旨や定款、特定非営利活動促進法（NPO法）の第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号の要件（裏面参照）を理解した上で、入会を申し込みます。

申込日： 年 月 日

■ どちらかにチェックを入れてください。

会員種別	<input type="checkbox"/> 正会員 注1)	<input type="checkbox"/> 賛助会員 注2)
------	----------------------------------	-----------------------------------

★ 個人会員の方

ふりがな			業 種	・病院 ・診療所 ・医師会 ・介護保険施設 ・その他
名 前				
勤務先名				
勤務先住所	〒	—	FAX	TEL
自宅住所	〒	—	FAX	TEL
e-mail	@			
書類送付先	<input type="checkbox"/> 自宅		<input type="checkbox"/> 勤務先	
連絡事項				

★ 団体会員の方

ふりがな			業 種	・病院 ・診療所 ・医師会 ・介護保険施設 ・その他
団体名				
代表者 (肩書、名前)				
住 所	〒	—		
連絡先	TEL		FAX	
e-mail	@			
ご担当者				
連絡事項				

※ このお申し込みによる個人情報は、当協議会の目的以外には使用いたしません。

- 注1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人または団体
 注2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

NPO使用欄

受付日：	年	月	日	会員No.
備 考：				

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
 ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
 暴力団の統制下にある団体でないこと
 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)の統制下にある団体でないこと
 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと